

指定管理者募集に関する質問と回答（函館市亀田交流プラザ）

（令和元年9月17日質問受付分）

No.	対象書類	質 問	回 答
22	函館市亀田交流プラザ管理業務処理要領 P 6～P 8 3（6）イ・ウ，（14）オ	・（6）イ・ウ，（14）オの部分について，設置されている機器・仕様等の図面をご掲示いただきたい。	・現在，施設の整備を進めているところであり，具体的な機器のメーカー等についてお示しできません。
23	函館市亀田交流プラザ管理業務処理要領 P 7 3（9）	・ガス給湯器のメーカーをご教示ください。	・現在，施設の整備を進めているところであり，具体的な機器のメーカー等についてお示しできません。
24	函館市亀田交流プラザ管理業務処理要領 P 9 3（14）タ	・建物内外の照明や太陽光パネルなど各種設備の日常的な動作確認や消耗品の交換について， ①太陽光パネルの動作確認とはどのような作業でしょうか。 ②対象となる消耗品とは何が想定されますか。	・太陽光パネルの動作確認とは，プラザの屋上階に設置している太陽光パネルおよび架台の外観目視点検や，事務室内に設置している計測装置（発電量モニター）等により，故障がないか確認していただく作業を指します。 ・対象となる消耗品とは，建物内外の照明に使用している LED 電球など寿命や玉切れ時に適宜交換が必要となる消耗品を指します。

No.	対象書類	質 問	回 答
25	函館市亀田交流プラザ指定管理者募集要項 P 9 8 (1)	・指定期間前（準備期間）の人件費や研修費も管理委託料へ計上してよろしいのでしょうか。	・施設の管理に係る収支計画に計上する人件費につきましては、指定期間中にかかる人件費を計上してください。
26	函館市亀田交流プラザ管理業務処理要領 P 6～ 3	・厚生労働省建築物環境衛生管理基準に基づく給水の管理 ①飲料水の管理 ②飲料水の水質調査 ねずみ等の防除 に関する内容が維持管理に関することのどの項目に該当されますか。	・函館市亀田交流プラザ管理業務処理要領P 7 (1 3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律および関係法令に基づく法定点検等の実施に該当します。
27	その他	・施設内の化粧室の手洗い場には、ジェットタオルは設置されるのでしょうか。ハンドタオルでしょうか。	・施設内のトイレには、2階の児童用トイレを除き、すべてジェットタオルを設置する予定です。
28	函館市亀田交流プラザ指定管理者募集要項 P 9 8 (1)	・燃料費（非常用発電機用軽油）は常時満タン状態で、点検時等で減少した量を補充する認識でよろしいでしょうか。	・非常用発電機用の燃料については、保守点検および法定点検による消費にした分の補充に加え、燃料の劣化による非常時の不具合を避けるため、毎年入れ替えを行っていただきます。